

## 報徳思想の受容について

——小林平兵衛を事例として——

仁木 良和

1. はじめに
2. 小林平兵衛と心学
3. 報徳仕法の導入

4. おわりに
- 附録. 小林平兵衛活動年譜

### 1. はじめに

報徳仕法がおこなわれた地域には、それ以前に心学運動が普及した所が多かったと言われている。例えば、逆井孝仁氏は、『『仁政』から『民富』へ』<sup>1)</sup>という論文において、心学講舎の分布と報徳仕法地を図示し、東国を中心に天保期農村荒廃が深刻化する中で、「家と村の全面的な解体をもたらす当時のさまざまな農村の荒廃状況に直面した民衆が、これまでの通俗道徳的実践の積み重ねではどうにもならぬ窮境のなかで、それを打開しうるあらたな実践倫理を必死に求めるための思想跳躍を試みたもの」であるとして、単なる修身の学＝教化の学に墮していた心学から経営の安定と村落秩序の回復を可能にする解決策をもつ報徳仕法への人心の移動があったと論じている。また、心学から報徳への転換の具体的事例として、長谷川伸三氏は、下館藩の有力商人であった中村家を事例として、小

農経営の分解の防止と農村荒廃を避けるために石門心学を領内教化に活用していたが、天保期に入ると心学は衰退し、精神面だけでなく藩財政をはじめ農民・町民の経済・生活面の改革・更生をめざす二宮尊徳の仕法と思想が藩士や城下町商人をとらえていくと論じている<sup>2)</sup>。さらに、高橋敏氏は、小田原藩の北駿地方を事例として、現状肯定を優先した心のあり方にのみ問題解決を求める心学の精神主義では天保期の農村荒廃をどうすることもできず、現実に村や農民の生活を復興させることを目的とした報徳運動にとってかわることになったと論じている<sup>3)</sup>。

本稿であつかおうとする小林平兵衛（安永8年～嘉永2年，1779～1849）もまた高橋氏の論じているように<sup>4)</sup>、心学者として北駿地方を中心に活躍していたが、天保8（1837）

2) 長谷川伸三「文政期下館町における石門心学の青少年教化の実際」（『茨城県史研究』16号，1970年3月）。

3) 高橋敏『日本民衆教育史研究』（未来社，1978年）の第三章，四章を参照。

4) 高橋『前掲書』参照。

1) 週刊朝日百科『日本の歴史』91号（朝日新聞社，1988年）所収。

年二宮尊徳が小田原藩の仕法のために荒廃した北駿地方を廻村した際、彼は報徳仕法を受け入れ、仕法の実践者として活躍することになる。私は、以前平兵衛によっておこなわれた竈新田村の報徳仕法を検討したが<sup>5)</sup>、その際、平兵衛の心学から報徳への移行の問題に触れることができなかった。そこで、本稿では平兵衛の活動を中心にその移行の問題をあつかってみたい。

## 2. 小林平兵衛と心学

小林平兵衛は、後掲『小林平兵衛活動年譜』<sup>6)</sup> (以後『年譜』と略記) にみられるように、安永8年に茱萸沢村の名主江藤家に生まれ、その後、文化5(1808)年には竈新田村の小林家<sup>7)</sup>の聳養子となった。この時期、平兵衛は三椏を仕立てて立野や修善寺に出かけたり、米の販売のため郡内に出かけている。他方、平兵衛は、木二という俳号をもつ俳人でもあり、美山らとともに発句の会を催したりしている<sup>8)</sup>。

平兵衛が心学とかかわりをもつようになった時期は正確にはわからないが、文政年間で

はないかと言われている<sup>9)</sup>。平兵衛は『(社中人名録)』<sup>10)</sup>の中で「湯嶋春木町 深井(谷カ) 遠江守様御内大軒軍司様 右之仁江心学之道御進め被下候て三前舎へ折々聴聞ニ被遣候様御示談可被下候也。」とあり、この大軒軍司なる人物がどのような者であるか不明であるが、この人の紹介によって心学への道に入ったのは確かであろう。『年譜』をみるとわかるように、文政6(1823)年には竈新田の組頭にえらばれ、さらにこの年には椎茸販売をかねてたびたび江戸に出かけ、盃舎で田嶋有覚や大嶋有隣の道話を聞いたり、修行をおこなっている<sup>11)</sup>。そして、同年10月から11月にかけては曾根直次郎(守愚)とともに平兵衛の自宅や御殿場・北久原・川嶋田・萩原・新橋で道話をおこない、さらに文政10(1827)年には菊池良貞とともに棚頭や小山などで道話をおこない、良貞死後の文政12年には近藤平格とともに御殿場や菅沼村で道話をおこなっている。さらに、文政11年に家督を悴の左七(七代目惣右衛門)にゆずると、一層心学活動に力を入れ、天保元(1830)年には関西で修行をし、天保3年からは毎年のように常総地方や駿遠地方で心学の普及につとめている。

5) 拙稿「小田原藩竈新田村の報徳仕法について」(『立教経済学研究』第45巻 第3号, 1992年1月)を参照されたい。

6) この『年譜』は、御殿場市総務課市史編さん係の「小林平兵衛年譜」を小林家所蔵文書などを利用して大幅にあらためたものであるが、時代によって精粗があり、今だ完全なものではない。今後、更に完全なものにしていきたい。

7) 小林家については、『御殿場市史』第8巻(通史編上)の146頁～154頁, 482頁～486頁を参照。

8) 平兵衛と俳諧の関係については、芹澤伸二「江戸時代民衆の文芸活動」(『日本私学教育研究所 紀要』22号, 1986年12月)参照。また芹澤氏は、この論文の中で、美山(牛負庵牛翁)について詳細な考証をされている。

9) 『静岡県教育史』(通史篇)の第2章(高橋敏氏執筆), 124頁～129頁を参照。

10) 小林家文書, 正175。左の数字は『御殿場市史資料所在目録』の整理番号である。小林家文書は3部からなり、第2部は「補遺」、第3部は「追加」とあり、ここでは、第2部を補1・補2のように記し、第3部を追1・追2と記し、第1部を正1・正2のように記す。以下番号だけのものは小林家文書である。なお、社中人名録は『所在目録』の仮題であり、同史料には表題はない。

11) 石川謙氏によれば、文化8(1811)年、大嶋有隣が盃舎を再興して参前舎を去った後、参前舎は次第に沈滞し、盃舎は「昇る旭の勢で躍進」して文政年間には、参前舎中と言わず他国の心学者と言わず、修行と道話との最終の修練のために盃舎に来て前講を勤める者が多かったという。石川謙『石門心学史の研究』(岩波書店 1938年)706～715頁を参照。

では、この時期、平兵衛はいかなる心学を学んだのであろうか。小林家には心学に関する史料が多数残されているが、その大部分は心学仲間から借用し、平兵衛が筆写したものであり、その他は近藤平格などと道話をした際の聞き書きである。その中で多くを占めるものは菊池良貞のものであり、平兵衛も良貞の心学を積極的に受け入れている。菊池良貞の心学の特徴は<sup>12)</sup>、他力本願にもとづく阿弥陀信仰、つまり浄土真宗の影響を強くうけているということである<sup>13)</sup>。例えば、「是心学ハ無上甚深微妙法ト云ハ、ナゼナレハ阿弥陀如来在家無智下根ノ我等ガ為メノ慈悲ニ立ラレタ掟デ御座ル」と言い、この掟には二種類あるという。「第一チニ、天地ノ掟仏神ノ主シ是ヲ大乘妙法ト云テ心ノ善悪ノ事ジヤ。是ハ肉眼デハ見エヌ。ニツニハ御公義様ノ掟是ヲ天下ノ政道ト云形ノ作善悪ノ事ジヤ。肉眼デモハ見ユル」と言い、つづけて「心ノ善悪ハ肉眼デハ見エヌ。仁義礼智信ト云テ是ハ善心ジヤ。亦貪欲嗔恚愚痴ト云悪智ガ有テ我心ヲ苦シメ本心ヲ責ムル悪智ガ有。此悪智メガ家内ヲ責メ苦ルシメ親類朋友知縁近付組合御上様所ノ御役人様迄ヲ責メ苦ルシメル。是ハ体デガ為ヌ故御公儀様デモ仕様ガナイ。ソコ

デ凡夫ト云モノハ此智デ弱ヒ者ヲツキタオシタガル。其レデ天ノ御慈悲ノ大乘妙法カ在テ強ヒ者ニ勝セヌ掟ノ報ヒノ綱ヲ張ツメジヤ。是デ自然ト弱ヒ者ガ楽ニナルル強ヒ者ガ地獄ニ墮ル大乘ノ掟ジヤ。是ヲ如来ノ本願慈悲皆集ト云テ難有イ事デ御座ル」と言い、この悪心=悪智が家や親類朋友知縁近付ばかりでなく御上様所の役人までも苦しめることになるという。そこでこの悪心=悪智をとりのぞけば平安が確保できるのであるが、「コウ聞テモマダ疑フ止マヌ我々ノ自心ノ悪心ナレバ返スヘモ歎シイ我心デ御座ル。世界中ニ悪心ト云ハ我独リデゴザリマヌ。何方様デモ今度ノ大会ニ決定セズニ何迄苦ルシンデ果シカ有ル。今度ト云今度ハ決定シテ下タサレヌカ。如来様ト先生ハ血ノ涙ヲ流シテ御苦勞被成ハイ。」<sup>14)</sup> と言って如来の本願慈悲を疑う気持ち、つまり、自力の悪心が人々を苦しめることになる。従って「我心デ知ツタ事ハ善ト思タモ妄念、悪ト思タモ妄念ト決定シテ観レハ我分別ハ悉皆イラヌ。」<sup>15)</sup> ということになり、すべての分別は否定されてしまう。

他方、もう一つの掟である御公儀の掟は高札などで目に見えるものであり、「ソコデ御公儀様デシテ下サル是ハ形ノ他力ノ御慈悲」であって、これも自力を出さずに従うことが求められる。従って、「他力ノ御本願扱モヘ有難サヨト信ジ奉リ、扱此上ハ御上ノ御法度ニ不背、君父ノ命ニ不背、朋友兄弟妻子親類下人迄不背、唯アイアイバツカリデカカルアサマシキ我□本願ノ他力ニ背カザレバ衣食住ハ不足ナキ御本願御慈悲ノ不思議成レバ我等ガ智ハ少モイラ」<sup>16)</sup> ないことになる。

こうした良貞の心学は、柴田実氏が道二の心学について、「もとよりかれ（道二・筆者

12) 菊池良貞の心学については、『静岡県教育史』通史篇、第2章の127～128頁を参照。さらに、拙稿「北駿地方の心学について」（逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版 1988年に所収）では、菊池良貞の系譜とその思想について検討した。なお、良貞は文政11年9月に常州信太郎信太村（現在 茨城県稲敷郡美浦村）の大竹氏の所で亡くなり、金龍山普賢院に葬られたと『（社中人名録）』にあり、現在も同寺に墓が存在することが、阿見町立竹来中学校教頭齊藤茂氏の御案内によって確認できた。

13) この当時、小林家は浄土真宗であった御殿場の真教寺の檀家であり、なじみやすいものであったであろうと思われる。

14) 『菊池先生 会補規則 駿河教示 掛川教示 正音楽』 正143。

15) 同上書。

16) 『心の往来』 正181。

注)において順応とはただ受身的な随順対応の意だけでなくして虚霊不味な心の作用、明德のはたらきで少しも滞るところのない主客の合一の境地を指すもので、別にかれが天地和合の道とも称していることに留意すべきはもちろんであろうが、その語が浅く解せられるとき、ややもすれば既存の道德秩序、現在の体制にただ唯々として従って行くことが、そのまま道であるかのように受けとられやすく、堵庵の『道を学ぶは知れた通りをするをい』うというのと同じく、極めて保守的な行動原理を生み出すことにならざるをえない。』<sup>17)</sup>とされていることと同じことが言えるのであろう。村内の安定がある程度維持されているならば、その安定は弥陀の御慈悲と観念され、家職にはげむことによって一応の生活の維持が可能となり、こうした心学は極めて有効とされるであろう。実際、平兵衛も、天保4(1833)年の『奥州辺大飢饉聞書』<sup>18)</sup>において、奥州三春領では4年つづきの不作で「十三四才以下の子どもは色つやもなくおくもならず昼夜かかさんひもじいへ」と泣枯、日数積りぬれば、泣つき力らもなく目計大きになり疲労れ自ら其儘相果候而も被片付可致ちからもなく壺人式人も死居候事のみよし、乳呑子は死果無之との事ニ□り申候。泣居る子に堪かね泣子をいたき親子諸共井戸へ飛込、五才六才之子は海川へ投込一思ひに殺し候よし、右様成事御法度ニ御座候得共、御役人中様も届かね無抛捨置□よし、わる者多く博奕多く弥増難渋申尽しかたし。」という状況になっているのに対し、平兵衛はこの聞書に「右体之困窮被致候国も有之候。先々此地カ程之事も無之は実ニ難有事ニ候。乍去是も人の事ニは無之来年も違作打続候得者、此辺迎も如此可有之哉。安堵なりがたき事ニ

候得者、銘々得与致勤弁家業出精農業怠りなく儉約専らにいたし□之患逃れ候様心掛被申へく、今よりも各々心掛により候得者、困窮多少可有之事ニ候。此段よく／＼家内一同可相心掛候。」と感想をのべており、この段階ではまだ家業出精、儉約をこころがければ、何とかのりこえられると考えていた。しかし、天保7(1836)年からはじまる凶作は、こうした努力さえおし流すほど激しいものであり、弥陀の御慈悲にすがることによっては対処しえないものであった。そこに、平兵衛が報徳仕法を受容する契機があったと思われる。

### 3. 報徳仕法の導入

報徳仕法が北駿地方で展開するようになったのは、尊徳が駿東郡78カ村を廻村した天保8(1837)年のことであった。この前年、御殿場地方では凶作のため困窮や飢饉が続いたが、竈新田村でも天保7年の凶作のために男16名・女7名の合計23名の死者が出るという状況であった<sup>19)</sup>。他方、小林家では、収入の多くが貸付金の回収や小作米によって占められているということから、凶作がおきると収入の減少をもたらし、天保7・8年には小林家の経営は危機的状況にあった<sup>20)</sup>。そのため、平兵衛は天保7年になると『年譜』にみるように、家の立直しをはかるために再び家計をみるようになった。こうした状況で尊徳に出会った平兵衛は、大きな感銘を受けて報徳仕法を村内に展開していくことになる。この時、平兵衛は尊徳から次のように教示されたという。すなわち「去ル申年(天保7年・筆者注、

19)『御殿場市史』第8巻、454頁参照。

20)「前掲拙稿」で、小林家の経営は、基本的に小作米の収入と貸付金の回収の占める割合が高く、凶作による小作米の減収と貸付金の未回収が小林家の経営を危機に陥れることになると推測した。

17)『石門心学』(日本思想大系 岩波書店刊)所収の「解説」485～486頁。

18) 正26。

以下同じ) 大凶荒飢饉与罷成、倅惣右衛門儀暮方必至与差詰り及当惑候ニ付、家内者勿論親類一同熟談之上無余儀再家事之世話可仕与申合身代向取調見候所、此俣差置候而者迎も相統難相立与存付、先本宅を取崩シ一己之儉約仕候而永統手段専目論見居候折柄、以御仁恵酉(天保8年)三月為窮身撫育之御廻村被成下置、其節種々御理解被仰聞候。御教諭中、天明飢饉之度も仕出し候身代者、此度之飢饉必死与差詰り難渋ニ陥り候儀者、何之不思議も無之天之罪する処、又者寒暑輪回艸木禽獸之生滅ニ至まで同一ツなる次第有之俣之儀を有之ままニ御教示被成下、是迄之所行逸々恐怖歎息仕、既ニ其砌家内之者共五人疫病相煩弥以的中仕、天明度より蒔置し悪種此度実法候事<sup>(こと)</sup>ニ<sup>(こと)</sup>徹心魂御教諭之通善種ニ蒔替候外有之間敷与御趣意ニ基キ、村方難渋之者江夫食貸付取計候段奉申上候処、格別之以御仁憐多分之金子御拝借被仰付、私儀者勿論一統難有仕合奉存候。』<sup>21)</sup>とあるように、ここで述べられていることは、身代が没落していくのは天の罪するところであり、また寒暑輪廻草木禽獸の生滅と同じであり、天道であるという<sup>22)</sup>。そこで、悪種を善種に蒔きかえることによって、つまり「推讓」という人道をたてることによって村の復興をはかり、ひいては小林家の身代の復興をはかろうというのである。そこで、平兵衛は茱萸沢村に所持していた小作地からあがる作徳米50俵と金2両2分

を差し出すことによって尊徳から100両を借りうけ、それを土台金として報徳仕法を実施することになる<sup>23)</sup>。

こうして平兵衛は、一方で、村内での報徳仕法を継続しつつ、他方で、尊徳のもとを訪れて報徳について学ぶことになるのである。

そこで、ここでは平兵衛が尊徳から何を学ぼうとしたのかについてみていきたい。ただし、平兵衛が報徳について論じたものはほとんどなく、平兵衛自身についての報徳思想をみることはできないので、平兵衛が尊徳から聞いた『聞書』を中心にみていくこととしたい。

小林家に残されている『聞書』は7冊ほどある。その内訳をみると、『年譜』にあるように、天保9年から同10年にかけて尊徳のもとを訪れており、この時の『聞書』が『報徳教示略聞記』(以下『略聞記』と略)、『報徳聞書 一番』(『聞書』1番と略)、『報徳見聞日記控 二番』(『聞書』2番と略)、『報徳見聞日記控 三番』(『聞書』3番と略)、『(報徳教諭聞書)』(『聞書』4番と略)の5冊であり<sup>24)</sup>、また、天保12年から同13年にかけてのものは、『日記帳』と『従九月廿二日 万日記手簿』の2冊である。このうち、天保9年から10年にかけての『聞書』は連続しており、また分量的にも最も豊富なものであるば

21) 『書簡(自家仕法指図出願)』追13。

22) 『報徳教示略聞記』(補190)に、「天道通りハ禽獸草木輪廻之通。人道ハ輪廻ヲ止テ仏界ニ至ノ法、以讓為道。」とある。なお、『報徳教示略聞記』については、注24を参照。

23) 竈新田村における報徳仕法がどのようにおこなわれたのかは「前掲拙稿」において論じたので、ここではふれない。ただし、「拙稿」では、竈新田村全体を対象としたのではなく、同村の和新田地区を主に対象としており、この年の実施地は和新田地区である。詳しくは「拙稿」参照。

24) すべて小林家文書であり、目録番号は、『略聞記』は補190、『報徳聞書 一番』は正33、『報徳見聞日記控 二番』は正32、『報徳見聞日記控 三番』は正35、『(報徳教諭聞書)』は正124である。なお、このうち『報徳教示略聞記』のみ活字化されている。初めは、『立教経済学研究』第42巻第3号に私が「史料紹介」として掲載したものであるが、その後、『報徳博物館資料集1 尊徳門人聞書集』(報徳博物館刊1992年)に、他の門人たちの聞書とあわせておさめられている。なお同書には、引用文についての出典や人物についての注釈がほどこされており、利用には便利と思われるので、『報徳教示略聞記』は同書を使用し、同書の頁を付した。

かりでなく、竈新田村の報徳仕法がこの時期から開始されるということから、ここでは前者の5冊を中心にみていくことにする。

まず、心学については次のように言う。「蕎麦モ青干ニ而本間のそば不出来。坊主モ今ハ青枯故形斗ニ而心法なし。釈迦の勘当坊主也。心学も青枯故天下政道の法ウスシ。不二講モ同断」(『聞書』2番)とあり、心学や不二講は形ばかりで役に立たないという<sup>25)</sup>。役に立たないものはそればかりでなく、儒学についても「儒者モ学者ハ高山へ登リテ世界ヲ一日ニ見ルカ如シ。見タル所ハ明ナレ共見タル斷己而ニシテ益ナシ。自分カラシテ勤行不為ハ今日ノ正業ヲ勤ルニハ用ナシ。」(『聞書』3番)というように説くだけではなく、自分から行なって示さなければ役に立たないという。それに対して、「言行一致テナケレハ人ガ承知セヌ。金貸スト言テモ正金貸サネバ借ニ来ル人ナシ。道ヲ教ヘテモ。自分行ハねバ。聞テモ用ヒ行人ナシ。」(『略聞記』118頁)というように、自分から行って教えるこ

25) 同時期のものと思われる川崎屋孫右衛門の「報徳見聞記」(上掲『尊徳門人聞書集』所収、129頁)には、「蕎麦青干にてはそば粉出来ず。坊主も今は青枯故、形計りにて心の法なし。釈迦の勘当坊主なり。百姓商人何れも同断。」とあり、「心学も」以下が異なっている。『聞書』2番と「報徳見聞記」は重複するものが多いのであるが細部で違っている。何故そうした相違が生じるのかは不明であるが、恐らく尊徳の語ったことを一字一句書き留めたのではなく、幾分か自己の解釈によって記したものであろう。

26) 『聞書』4番には、「都鄙問答題 □ミイ押切タル所ナシ。神儒仏諸宗諸経ノ甘ミヲ取集メテ誦ユエニ諸人ヨロコブノミ。誰カ勤テ何ヲ行ト押切タル事ナシ。是ヲ迷イト云。迷人カ迷読迷セル故世上立帰ル道ナシ。工夫シテ決定可為也。」とあり、これが石田梅岩の『都鄙問答』を批判しているとするれば、やはり何を行なうべきか書かれていないが故に役に立たぬと述べているのであろうか。

とによって有効なものになるという。心学や儒学がもっぱら説くだけで行なうということがない故に批判されるとすれば、報徳には言行一致とか教行合一と言われるように、行なうことと行うこと・教えることが一致しているということであろう。

では、誰がその行ないをするのかと言えば、上に立つ者が行なわなくてはならないという。例えば、「人ヲ助ケ救ハ譬ハ。策ノ目大クテハ小前ノ実カ。ムルヨウナ物シヤ。故ニ恵助ルニハ一ノ下ヘ下リテ。儉約モ勤モ勤モ上タル仁ヲ勤テ。手本ト成ネハナラヌ。」(『略聞記』89頁)といい、「兄弟も兄ガ上下着スト弟真似スル。一切上タル人の真似スル也。」(『同』89頁)というように、上に立つ者が手本となることによって下の者がついてくるのだという。このことは、平兵衛が竈新田村で最大の持高があり、組頭でもあったこと、また和新田地区では18戸のうち小林家を除く17戸中13戸が小林家の小作人であったことなど、小林家が村の指導者として村の復興をはかることが切実な課題であったことが、大きな要因となっていよう。そのため『聞書』には、指導者として何をなすべきかが多く書き留められている。

では、行なうとは何をすることなのだろうか。「人ヲ助クルニ自分真先ニ行ハ聖人ナリ。人ニ助ケラルルハ衆生ナリ。身上投出シテ行ハボサツ聖人也。身上ヲ惜ムハ衆生ナリ。」(『略聞記』118頁)とあって、おそらく人を助けるということにあるのであろう。そして、人を助けるとは、「万民ヲ助ケ養人道ハ天ニサカロウモノ也。」(『略聞記』102頁)とあり、助けるとは人道へとつながっていくものであろう。また、人道とは譲ることにあるのだが、譲るためには、常に剰余を残すような生活態度をたてることが必要になってくる。この『聞書』では、「分度」や「推譲」という言葉を使っていないのであるが、「身上引下リ天命ノ分限ヲ半減ニ落。余リ米穀金ヲ以。村方

近所趣法立。救助スル時ハ。是隠徳之最第一ニシテ。永続ノ祈祷は二過たる事なし。」(『略聞記』116頁)というように、今までの生活態度を改めて剰余を出し、それによって仕法を立てることが求められている。こうした生活態度は上に立つ者ばかりでなく、領主に対しても求められるものである。例えば、「御収納米フェル時ハ人数減スルもの也。次第二田地あらく成リテ又々亡所ニ成故ニ、十カ年納辻平均シテ相定置候テ趣法立候事大切也。年貢上テ取テ納高ヘルハ畜生道也。」(『聞書』2番)とあり、年貢を引き上げることによって人口が減少し、亡所が増える故に結局は納高が減少してしまうとして「分度」を定めることを求めている<sup>27)</sup>。他方、小前百姓に対してはどうであろうか。先に述べたように、上に立つ者が暮しを引下げて「分度」を定めて譲ることによって、つまりは手本を示すことによって下の者はついてくるのだという。しかし、「金貸ニハ極貧ニ成迄利ヲ押詰メ耽ト得度セシ上ニ而貸せハ助ル也。助ルト覚ヘテ貸テハ助又貸又貸スルト陽／＼ト重る故カヘツテ害トナリ、慈悲ト思ヒテ罪作事甚シ。此是非分別可有事、仁不仁ノ違ヒアリ。貸借元一円也。大道ヲ考エテ助クルナリ。」(『聞書』2番)というように、ただ助

け貸すというだけでは結局没落を防ぎえない<sup>28)</sup>。そこに教えるということが問題となってくる。では、教えるということは何を言うのであろうか。「……小前ノ身上ヲ立直ス也。然レ共後ノ世話ヲセネバ。種ヲ蒔捨ニスル様ナ物シヤ。逆も衆人ハ聞ヘヌ者故。イク度モ教ベシ。」(『略聞記』89頁)とか、「右ノ足ヲ出シ左ノ足ヲ出スハ行テ教エ、行テハ教カワル／＼勤ル也。能聞タナラ作テ夫カラ教ユ」(『聞書』1番)とかあるように何度も教える必要があるのだが、「綺麗成雑巾ヲ以テ襪ナキ板之間ヲフクガ如シ。聖人ノ道ヲ以小人ヲ教ヘ導也。」(『略聞記』90頁)というように、聖人の道をもって教へ導くのだという。では、聖人の道とは何をいうかといえ、人道ハ聖人之御立被遊シ道也。故ニ五輪五常ヲ申讓、道立テ人情敬讓ヲ以ヲ重シトス。聖人ヲ(ノカ)道ヲ学フ者ハ則聖人ノ従ナリ。然ハ譲リ以可行也。」(『聞書』3番)というように、人道ということになる。人道とは譲ることにあるのだが、譲るためには「分度」を定めることが求められる。しかしながら、下層農民にとっては、難村的状況の中で剰余を生み出す生活することは困難であり、そこで上層農民の「推讓」によって彼らの生活を安定させ、その上で「分度」の確立を求めていくのである<sup>29)</sup>。他方、「水ヲ汲置ハ自然とボウフ虫カ出来ルカ如シ。改心シテ道ヲ立テ置ハ自然と家治ル理ナリ。上ハ国ヲ治ムヘシ、民ハ農ヲ勤ムヘシ。」(『略聞記』94頁)とか「道ハ形カ出来ルト行フ計也。改心勤行肝要也。口テ云計テハ不成ラ、自ラ行テ家政ヲ勤ムベシ。」(同94頁)というように、道を立てることと同時に「改心」という言葉が使われている。「改心」ということについて具体的に述べられていないが、報徳仕法の主体的な

27) もっとも、現実の体制については、「是禁裏様同様万代目出度事 日本国之高式千八百拾九万石ヲ不残公方様え御譲譲リ被遊候也。東照宮ハ右之御高ヲ八百十九万石ヲ以禁裏御守護被遊、其上日本国中之御政務御政事被下、残て式千万石ヲ以諸御大名小名え御配当被遊候。是讓之第一ニシテ万代不易之大道也。是報徳之大道是也。」(『略聞記』116頁)として、譲りの第一のものとして肯定している。

28) 下程勇吉氏も「ただ施すだけでは、依頼心を助長し、『めぐみて費える』ものとなるから、施をうけた者が自立し、一個の独立人格として、他に譲り施すようにすることが大切である。」とのべられている。下程勇吉『改編 天道と人道』(龍溪書舎 1978年)200頁参照。

29) 例えば、竈新田村では、借入金を報徳仕法による無利貸付金によって組みかえ、さらに分度設定のために所持穀物の調査を行なっている。「前掲拙稿」参照。

担い手になること、つまり今までの生活態度を改めて禁欲的な生活態度を確立することにあるのだと思われる<sup>30)</sup>。ここでは、道を立てること——「分度」の設定——と「改心」のどちらが先になされるべきかわからないが、どちらも必要とされるものであり、生活態度の改善なくして「分度」の設定はありえないし、「分度」を設定するためには生活態度の改善が求められる。そして、「改心」とは下層農民だけに求められるものでなく、上に立つ者が手本にならなくてはならないという意味で、上に立つ者にも要求されるものである。

こうして、上に立つ者が「推譲」をおこなうことによって下層農民の生活を安定させると同時に、教えることによって下層農民の生活態度の改善をはかる、他方、下層農民は、新たな禁欲的生活態度を確立することによって報徳仕法の主体的な担い手となりうるのである。そして、「富カ貧ヲ孕セテ財宝ヲ生ム。富ハ天也陽也男也。貧ハ地也陰也女也。貧富相和シテ天下ノ財宝ヲ生。」(『聞書』2番)というように、上下の和合がなり難村の復興

30) ここでは、「駿遠地方で展開する民間のいわゆる『結社式』の運動においては、大地主による経済外強制が大きな役割をはたした。杉山報徳社や牛岡報徳社のように、現在も活発に活躍している代表的事例を含めて、有力な報徳社はすべて地主の指導によるといってよいが、彼らは農村の指導者であるとともに支配者であり、それゆえに報徳仕法の一面は、これらの階級による経済外強制だったのである。」が、それは虚偽意識(支配のためのイデオロギー的装置)としてとらえるのではなく、その時代の広汎な民衆の自己形成—自己鍛練の要求にそったものだったのであり、尊徳の「主要な狙いは、教化によって民衆自身に新たな禁欲的生活規律を自覚的に樹立させることにあった、と思われる。」という、安丸良夫氏の記述を念頭においている。安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(青木書店 1974年)20頁を参照。

31) 補191。

がはたされるというのである。

こうした考え方は、例えば『報徳勤儉善種加入帳』<sup>31)</sup>の前書にもみられる。この史料には二宮尊徳の報徳訓が引用されたあとに「勤儉」として、

- 一婚礼取遣祝儀
- 一同三ツ目并入酒祝儀
- 一出産初うぶぎ
- 一産立祝ひ
- 一三ツ七ツ祝ひ
- 一初雛并菖蒲刀にはた
- 一元服改名
- 一忌中明
- 一法事志
- 一神仏 祭礼事
- 一神仏参詣祝ひ
- 一痘瘡祝儀
- 一日々敬しミ儉約

右前書之外祝儀不祝儀等其人其事之分限ニ応し、儉約之以余力を不限多少志シ可致、猶又少分たり共帳面ニ附出し候得者、郷(村)中一統之助情ニ相成候上者、相互ニ出精可致候以上。蒔米種生米草米華結米実、蒔粟種生粟草発粟花結粟実。(中略)各々報徳之道を弁へ身分成丈儉約堪忍して此帳面書残シ、永き報ひを楽しミ、握る事を禁し施す事を専一にはけミ宜き種を村中へ蒔付、実法りの秋の立直りを願ふ事ニ候。

天保十己亥年 正月吉日

とのべ、各人が種々の儉約をはたすことによって身分に応じて相互に「推譲」をおこない、助け合うことによって村の安定をはかっていることとする。ここにのべられていることは、報徳仕法が導入される以前の相統講の議定書<sup>32)</sup>とくらべてはるかに具体的であり、それ

32) なお、相統講の議定書は次のように書かれている。「一、今般相統講と唱ひ、連中之者永代子々孫々ニ至迄、無難安泰に今日を営み、銘々

だけ村落構成員の主体性が求められていたといえるであろう。

では、心学と報徳思想の違いはどこにあるのだろうか。心学や儒学は説くばかりで行なうことがない故に批判されるのであるが、この当時、心学は道話という形で民衆教育の手段として利用されており、北駿地方に広がった平兵衛らの心学も同様であった。また、その内容も、先に良貞の心学でみたように、あくまで他力であり自力の働きは否定されていて、自らの主体性を発揮しない態度、つまり「……扱此上ハ御上ノ御法度ニ不背、君父ノ命ニ不背、朋友兄弟妻子親類下人迄不背、唯アイアイバツカリデカカルアサマシキ我□本願ノ他力ニ背カザレバ衣食住ハ不足ナキ御本願御慈悲ノ不思議成レバ我等ガ智ハ少モイラヌ。」<sup>33)</sup>というようにすべてに従うことが求められていたのであり、本願の他力に従えば衣食住は「不足ナキ」とも言われていたのである。しかし、現実には飢饉によってもはや家の存続自体が困難な状況になっており、他力だけではやっていけなくなっていた。そこで、「豊凶ハ天ニ有り、故ニ人力ノ及所ニ非ス。」<sup>34)</sup>といいながらも「故ニ人道ハ其時ニ随ひ引下ケテ暮シヲ付ル計リ也。自心ヲフンハツシテ勤メ行ヒ度キ者也。」(『略聞記』93頁)と、むしろ積極的に自力を発揮し、天道に逆って人道を立てることによって、上に立つ者も下の者も新たな禁欲的な生活態度を確立し、互いに「推譲」を行なうことによって家の復興をはかろうとしたのであった。そして、それは報徳仕法という形で具体化されていった。

---

為報先祖父母の恩沢を、跡式堅固に可相守兼而相談之通、万端遂儉約以余力を月々晦日限草鞋八足亦者銭四拾八文宛無滞差出し可申候。依而議定書如件。」

なお相続講については「前掲拙稿」を参照されたい。

33) 『心の往来』 正181。

#### 4. おわりに

以上、小林平兵衛にとっての報徳思想ということを中心にみてきた。ここで問題となっているのは、村落指導者としての役割ということである。彼らが積極的に生活を改め、「分度」を定めて「推譲」を行なえば、下の者はそれを手本としてついてくるというのであるが、もう一つ大事なことは教えるということであり、村落指導者は下層農民に対し旧来の生活態度の改善を促し禁欲的な生活態度の確立を求めることによって、報徳仕法の主体的な担い手に育てあげ、難村の復興をはかろうとする。

では、竈新田村ではどのような形で村の復興が行なわれたのであろうか。以前、私は竈新田村の報徳仕法を検討した際に、報徳仕法と仕法廃止後の相続講を通じて、下層農民による無利貸付金の貸借が繰り返されるのをとらえて、「報徳仕法の目的が、農村の復興を目的とするものであったとすれば、当村では確かに天保期における危機的状況を脱し、一応難村的状況は克服されたといえるであろう。しかし、農民の生活は安定しえず、結局は相続講(報徳仕法を含めて——筆者)による家計補助的機能にたよらざるをえず、ひいては地主である小林家への依存を強めることになったのである。」<sup>34)</sup>とのべ、その理由として小田原藩の「分度」が立たなかったことや、農業技術の改善や新たな商品作物の導入などがなかったことを理由としてあげた。今でもその結論は変わらないのであるが、報徳仕法が本来村の構成員たる農民の自立をうながし、ひいては村の復興につながっていくとすれば、ある程度余裕のある上層農民にとっては「分度」を設定し「推譲」を行なうことができても、年貢や小作料の納入によってギリギリの

---

34) 「前掲拙稿」 162頁。

生活を強いられていた下層農民にとっては困難であったろう。従って、下層農民が自立するための条件をどのようにして作り出していくのかということが問題となる。むろんそれは、それぞれの村の条件や藩との関係も重要であるが、村落指導者がどのような形で村の復興をはたそうとしたのかが重要な問題となるろう。

追記、史料の閲覧にあたっては、小林家の皆様には種々の便宜をはかっていただき、心から感謝しております。また、報徳博物館館長佐々井典比古氏からは『年譜』作成にあたって貴重な御教示をうけました。あわせて感謝いたします。

### 小林平兵衛活動年譜

| 年号   | 西暦   | 年齢 | ことがら  |
|------|------|----|---|
| 安永8  | 1779 | 1  | <p>茱萸沢村名主江藤孫市の子として生れる(①)</p> <p>兄はのちに名主孫右衛門(随庸)</p> <p>「私若年の砌、身持不宜父母の勘気を蒙り、無抛出奔可仕哉と十方に暮罷在候節、右良藏(庵原村百姓)態々罷越具、父母へ相詫取繕、庵原村へ召連れ、長々厄介に預り、隠居慈敬(白隠の弟子の遂翁和尚の弟子)は、日夜の教示を請改心仕、当時の身分と相成居候」(②19巻)</p>   |
| 寛政12 | 1800 | 22 | 長男亀藏生れる(翌享和元年9・9死去)(①)  |
| 享和2  | 1802 | 24 | 七代宗右衛門(佐七)生れる(①)  |
| 文化2  | 1805 | 27 | 長女峯生れる(文化8・9・22死去)(①)   |
| 文化5  | 1808 | 30 | 小林家の養子となる   |
| 文化9  | 1812 | 34 | <p>1・9 君政講手伝(以下⑤)</p> <p>1・12 立野行、伊豆嶋田日野屋に泊まる→修善寺参り</p> <p>1・13 立野、太郎左衛門方で三ツ又□立、3分2朱と100文也</p> <p>1・14 修善寺、1・15三嶋、夫より竹原へ廻り千福、西嶋氏へ泊まり</p> <p>1・25 御囲米軒別8升ツツ仰付られ夫ニ付上新田中談合</p> <p>1・28 安兵衛・文左衛門・天沢庄左衛門来り相続の内意</p> <p>2・10 日和に成、夕方、三ツ又□る</p> <p>2・18 日和に成、三ツ又植ニ出し也</p> <p>2・ 上新田18軒とともに相続講を結成</p> <p>3・17 宗門御改</p> <p>4・4 郡内へ行、須走→吉田へ泊まる、4・4吉田</p> <p>4・6 浅間宮を拝す→須走→4・7帰る</p> <p>4・16 ④へ米出す</p> <p>4・18 蒔物始、19日同断</p> <p>4・21 下ツ原田植、23日農行仕候</p> <p>4・24 田植え</p> <p>4・25 立野へ行、修善寺→26日立野→27日三嶋→帰る</p> <p>4・29 田植え</p> <p>5・5 伊豆嶋田へ行く→深山→中山→帰る</p> |

文化10

1813

35

- 5・12 田植仕舞  
 5・14 桑買(⊕にて)  
 5・16 美山子方にて発句  
 7・16 融通無尽について沼田・二子へ一札に行く  
 7・30 郡内へ行、孫兵衛殿同道→8・1谷村→同日州津→小立・夜木立茂  
 兵衛殿宿→8・2内へ帰る  
 8・8 茶直し葉□  
 8・23 母、目りゃうしに不二神谷へ行、深良→沼津宿  
 8・26 新はしへ金子返し帰る  
 8・29 小山へ行、仏事縫蔵事也  
 9・3 郡内へ行、小沼竹屋五郎兵衛殿宿ス→4日谷村→5日舟津、同日夕  
 □(水土カ)野殿逢ふて帰る  
 9・14 茶作り  
 9・17 杉名沢へ行、床張→19日まで  
 9・20 おくみ同道にて神谷へ立→不二西椎路村三郎右衛門殿宿→21日神谷  
 へ着→22日岡部在三輪村神社→23日小込(返カ)山をまわつて母同  
 道にて帰る  
 10・5 農業す  
 10・11 稲かり上ケ  
 10・12 郡内へ行→同日谷村に着→13日上吉田より中宿、新橋○と同宿→14  
 日籠坂から○同道にて帰る  
 10・17 山神講当番  
 10・18 玄清寺の無尽取立世話仰付られ候  
 11・1 印野無尽  
 11・16 三嶋へ出立→17日縫蔵と三嶋宮御祭礼に行、伝馬町高忠へ宿、廿七  
 町大中島町祭(類無事江戸山王祭ノ似たり)→18日深良久保茂兵衛宿  
 →19日帰る  
 11・28 田畑反別小作米金利改証文改扣帳写、29、30日帳写  
 12・17 殿様大坂にて大病由にて村中立合立頼いたし申候  
 12・27 深山へ杉代として一両遣す(以上⑤)  
 1・23 千福へ行、堰原村勘兵衛殿へ三ツ又取次頼み、夫より伊豆嶋田行、  
 沼津で大豆売、夫より三嶋久保町土武に泊  
 1・24 大仁着→立野→修善寺(菊屋泊)  
 1・25 同泊→1・26深良から帰る  
 1・28 御殿場、寺へ疱瘡見舞吟(日野屋)へ金返す  
 1・29 疱瘡の流行  
 2・15 シナの木をうえる  
 2・22 寒雪で茶の木かるること甚敷也、依五人組御役人中立合茶園見分仕  
 候、小田原表□済与申趣相極所々見廻り也  
 2・27 玄清寺無尽世話人立合談す  
 3・2 □裏通ドブ普請仕□  
 3・5 親父、両親共入湯ニ出立  
 3・6 駒門村杉450本植る也□900本斗植る也  
 3・14 村中疱瘡□

- 3・15 新橋与祖右衛門無尽企に立合
- 3・18 村宗判
- 3・28 猪堀手前至って崩大きに世話に成
- 4・11 保土沢田畑見分
- 4・12 融通無尽
- 4・20 透間より谷ヶ村之□□ 木の里へ渡る
- 4・21 小山重政様来□□ 碁打
- 5・2 蒔物始め
- 5・4 ㊦米出す
- 5・5 苗籠作る
- 5・7 田植え
- 5・11 □□ 出立, 平塚→大磯(山城屋)→5・12帰る
- 5・14 田植え, 15日下ツ原田植, 17日麦田支度
- 5・20 煙(煙草カ)植る也
- 5・21 田植仕舞也
- 5・25~26 農休
- 5・28 杉名沢蚕上り(るカ)手伝に行く
- 6・1 蚕手伝, 2日蚕まへ作る
- 6・3 蚕まへ売, 5斗9升二而1両2分
- 6・8 上小林行□□ 論語講釈聞く
- 6・12 夜惣寄合
- 6・15 家督受取, 六世惣右衛門(立合, 安兵衛・杉名沢文左衛門・茱萸沢孫右衛門), 譲帳, 宿安兵衛様預ヶ置也
- 6・29 身上相改, 当座帳・出入帳仕立也, 予(預カ)帳初る
- 7・9 新橋○へ行き村方金借る
- 7・16 杉文(杉名沢文左衛門)に行, 古□論語を得る
- 7・18 茶摘始む
- 7・25 家督視
- 7・27 新橋金返金
- 8・6 大山代参吉兵衛を遣す
- 8・13 箱根五兵衛, 江戸より飛脚ニ来る, □□門前六ツヶ敷次第
- 8・14 苺あみ(?)
- 8・17 女子生, キン 8・23キン七夜
- 8・24 中宿染八殿ウマ盗まれる
- 8・27 茶直し
- 9・8 杉名沢居茂兵衛様へ日待, 碁打
- 9・15 印野茶つみ頼に行, 木地伊右衛門殿へ廻り, 太兵衛のところまわる
- 9・16 干検(?) 田見分村へ行
- 9・23 寺寄合
- 9・28 内毛見
- 10・6 大迫様御来光役に行
- 10・10 麦田まく也, 10・11 水送麦まく
- 10・15 井出へ行, →16日, 沼津夜帰る
- 10・20 稲かり 21日同断 22日かり上げ

|      |      |    |  |
|------|------|----|--|
| 文化11 | 1814 | 36 | <p>10・30 大豆売に行</p> <p>11・18 江戸芝片二河五太兵<math>\square</math> ふしやニ泊り</p> <p>12・9 弁太兵衛来り真教寺勘定</p> <p>12・10 中山九平治地買入</p> <p>12・12 庚申寺無尽のことにつき吉兵衛小田原へ行, 16日帰る</p> <p>1・10 立野へ紙<math>\square</math>直立に行</p> <p>1・11 立野, 太治平殿にて会合ス</p> <p>1・12 小坂より三津通→江の裏→沼津→帰る</p> <p>1・16 母病氣</p> <p>2・3 母, ハツ半頃死, 5日忌中</p> <p>2・19 茶植</p> <p>2・23 母, 3・7日, 大乘僧来る(以上⑥)</p>   |
| 文政5  | 1822 | 44 | <p>11・23 奥住取(奥住家7代目覚兵衛)小林惣右衛門に紋付麻上下を贈り年始にはこれを着用し, 先祖新左衛門位牌代参を依頼(①)</p> <p>12・19 奥住様上下被下着仕(以下⑦)</p> <p>12・24 右上下出来ずして帰る</p>   |
| 文政6  | 1823 | 45 | <p>1・1 本家易兵衛(奥住新左衛門の甥小林安兵衛吉永の子孫)と氏神に代参</p> <p>1・9 民右衛門死去 10日久左衛門死去</p> <p>1・15 柏沼伯母死去 16日ぐみ沢兄同道にて坂下より帰る</p> <p>1・18 役方惣寄合これあり候, 組頭落札村方より相頼まれ候也</p> <p>1・19 役人衆人なく江戸屋江不如意相談に立合</p> <p>1・20~26 役方へ行</p> <p>1・28 小田原へ出立→29日役所にて組頭を仰付けられる, 諸所御礼(多嶋屋泊)</p> <p>1・30 諏訪の原宗清寺(総世寺)奥住家参詣→関本→矢倉沢へ泊→2・1 帰宅</p> <p>2・2 半兵衛様案内にて組合彼(披カ)露</p> <p>2・3 萩蕪・中山両村沼田の事に付頼に行</p> <p>2・8 増田村清龍寺大会</p> <p>2・9 沼田へ欠合(掛合)~2・13沼田の事相談相調両村納得す(土地についての争いか)→2・15惣役人中山へ立会に行, 同地受取渡し相済申也</p> <p>2・18 萩蕪連発句</p> <p>2・20 地藏堂参詣, 暁山方へ宿, 夜中説法を聞『由良法語』借用</p> <p>2・21 江戸町二丁目(場所?)佐野松屋にて, 竹の下太郎兵衛様<math>\square</math>, 新屋安兵衛方宿す</p> <p>2・22 増田清龍寺大会</p> <p>2・25 永塚無尽・茂八遣す</p> <p>2・26 キン・スミ疱瘡見へ申候</p> <p>2・27 長兵衛, 三嶋にて不出来→28日役方右一件咄合→三嶋一件に付<math>\square</math><br/><math>\square</math></p> <p>3・3 看病, 村方衆皆々来, 4日看病で惣寄合欠席, 与右衛門・新屋安兵衛来る</p> |

- 3・6 牛野氏 椎茸取也
- 3・7 椎山へ行
- 3・9 茸とり, 種斗る
- 3・10 山へ行茸改, 子供笹湯祝ひ
- 3・11 二ノ岡御出, 江戸屋立合
- 3・15 江戸屋割合立合也
- 3・16 苗代, 茸荷作る, 江戸屋配分割に行
- 3・17 新橋○にて会談, 茸へ行
- 3・18 宗判
- 3・20 椎茸取, 生子作り
- 3・21 江戸江発立, 新兵衛同道, 御殿場夷藤・㊦・㊧・星店・いせ庄・いせ嘉立寄→竹の下わた□→泰里主人で月並発句→足柄山→地藏堂→矢倉沢→関本ふしや→多古→国府津→大磯(馬とる)ナンコ江戸屋泊→22日7ツ半立藤沢(馬とる)→土塚→下見付茶屋→神奈川(馬とる)→大森→芝片町→京橋→神田多町(八幡屋泊)
- 3・23 ○㊦㊧穴立寄, 金作・ひの重・三臟円立寄→一番町盃簪舎, 八町堀鳥屋周助殿宅にて田嶋先生・大嶋有隣先生道話, 夜金作泊
- 3・24 菊やにて江戸屋一件物語, 番町舎で道話, 吉野外2人9ツ迄道話, 中村氏泊る
- 3・25 土橋謙野, いつ□らにて道話
- 3・26 菊屋(清カ)へ行, ㊦・㊧・穴椎茸仕切, 浅草吉野屋より瓦町→両国→室町通二丁目→金作泊, 早野氏たずね下さる
- 3・27 ㊦仕切り→元塩町□取る, ㊦金大万両渡し, 金作昼中→大橋→牛込中村氏→吉野氏において大嶋先生道話
- 3・28 吉野氏において大嶋先生御示→土橋謙野→片町辻源藏→古川遍→登戸・中野嶋→玉川堂盛右衛門殿唐紙渡申候→登戸(玉川屋源助泊)
- 3・29 長沢安五郎たのみ長ツダ迄→厚木, 伊勢原(伏見屋)立寄→十日市場水屋へ泊
- 3・30 平沢善郎立寄→松田升屋暁山子合→矢倉沢→栗木沢→暁山立寄→並木上り星合・㊦・㊧いせ元立寄, ∴・㊧・㊦が来る
- 4・1 徹心僧と物語, 修行咄し承候
- 4・2 栗木沢市右衛門の事に付, 栄助・常右衛門と掛合, 役方で田地証文
- 4・3 茸荷作
- 4・4 茸荷作
- 4・5 ○金談, 御殿場∴立寄, 星合・㊦・㊧立寄
- 4・6 役方で融通割合
- 4・7 発句(麦夫・洗耳子・路京子), 8日発句(洗・麦・正)
- 4・11 竹の下暁山子, 扶一子宿す, 久左衛門金無心にて証文返す
- 4・13 椎茸荷出し, 江戸木挽町徳妙稲荷・徳道稲荷両宮祭りで勤情(請カ)松寿庵日淵上人, 地震あり
- 4・14 宗門につき小田原へ出立→大坂矢倉沢→小田原(田嶋屋泊)
- 4・15 寺社御役所, 金成弥兵衛様宅にて御帳改→平沢善右衛門殿泊
- 4・16 平沢→伊勢原(ふしみや)→岡田渡し→恩馬・深谷→福田・和田・瀬谷・河井→17日池の辺・勝田・山田・野川→新城・小田中→小杉・丸

- 子渡し→雪谷・千足池・戸越→桐ヶ谷・大崎猿町→芝門前町→土橋鎌  
野立寄→八丁堀→地藏橋鳥屋周助
- 4・18 神田○椎掛合→両国不動尊→浅草→山下通→本江三町兪立寄→牛込  
吉野氏
- 4・19 小石川飛坂下横町・築地片町川田一角様御内田嶋有覚→盃簪舎，田  
中一如・鬼野先生講→牛込吉野氏
- 4・20 麻布→土橋→銀座一丁目，新町尤勝(?)町
- 4・21 鎌倉ガシ○椎仕切り→両国淀町→木挽町→土橋鎌野氏
- 4・22 片道辻源→羽田通→大師川原→川崎→戸塚(小林泊)
- 4・23 藤沢→ナンコ三嶋→国府津(馬とる)→飯泉→関本
- 4・24 ○吉兵衛
- 4・27 信州栗林小林氏より書状
- 4・29 立野へ行，千福→竹原→本宿→沼津
- 5・1 立野
- 5・2 伊豆嶋田→千福→駒門
- 5・3 苗取，蚕上り30枚斗
- 5・4 田植え
- 5・5 蚕上る，夕方まで30枚斗
- 5・6 下宿按吉疱瘡死す
- 5・8 大雨で田植忽延，村中へ触出し，蔵屋根・馬屋・家垣根大破損
- 5・9 蔵屋根作り，10日蔵普請
- 5・11 田植仕舞
- 5・12~13 小込(返カ)山，瀬戸氏へ行，莊子・文子講・孟子・論語聞
- 5・16 萩原心学本連□□
- 5・17 農休み，18日休み
- 5・19 真教寺様より御咄，仁杉畳屋細工に来る
- 6・2 耕地水配，名主と同道
- 6・4 仕付奉行箇助様御出役ニ付出向
- 6・5 野廻り，6日田廻り
- 6・13 いせ□椎茸売
- 6・19 近年不覚大水也，瀬戸・沢田大水也，村方一統大水，玄清寺にて百  
万偏修行仕候
- 6・20 村中田地水損場見舞る
- 6・24 妙義庵，玄博先生(小返山)御来光
- 6・28 中山左七・宇兵衛来ル，孝心講
- 7・1 大沢水あれ，上新田払せき立合普請仕候
- 7・2 人足10人もらい上新田大沢普請
- 7・4 茶売，茶預り代内渡し
- 7・7 精方和尚来る，8日~10日和尚と不二へ登る
- 7・13 五郎右衛門屋敷添道作候
- 7・20 小込(返カ)山で老子を写
- 7・21 須走→上吉田祭参詣(釜へ泊)→21日大学様立寄→須走早野へ寄
- 7・25 老子本合巻ニ直シ，千福おは(?)来る
- 7・28 くみ沢⑤へ米掛合

- 7・29 吉田祭仕度, 30日蔵米須走迄出シ
- 8・1 吉田宮祭礼当村番
- 8・2 茸木水に付はじめる也
- 8・5 御伝馬願に付江戸惣代談事合
- 8・6 長原通道作見分, 萩蕪村で変死有, 当村より8人遣す
- 8・8 検使奉行, 坪田仁左衛門・棚橋喜次兵衛様御出
- 8・15 すみ連て御殿場行, 三星掛合, 暁山子・芙山子と俳句
- 8・18 川嶋田十右衛門江茸木相談, 村見分
- 8・19 並(?)木見分, 山林共御出見分, 並(?)木枝打
- 8・20 枝打
- 8・22 17日の水至而多分にて坂下筋・竹之下・小山・所領・柳島大いに田地流候, 小田原へ行
- 8・23 用向片付,
- 8・24 竹の下地藏参詣, 暁山子見舞, 村分並(?)枝打うり米払立
- 8・25 郡内へ立, 川嶋通→ぐみ沢
- 8・26 吉田より谷町迄行, 米掛合, 下吉田五屋泊
- 8・29 茸荷作る
- 9・2 川嶋田村見分, 宿通普請へ行
- 9・4 茸荷出し, 宿通道普請
- 9・7 出立, 平沢泊り→8日, 田村渡し, 一ノ宮→大山, 新町桔梗屋泊→9日, 川嶋より馬取芝片町辻源蔵へ→金作着→神田より馬喰町鍵屋へ行
- 9・10 室町大平江荷遣→中村氏江着, 与力大野大助・大嶋先生御出道話
- 9・11 中村氏と番町→芝→馬喰町→浅草→馬喰町
- 9・12 番町にて, 田嶋・吉野・中村同道にて牛込へ行
- 9・13 中村氏にて, 吉野氏・松井氏4・5人にて修行
- 9・14 ⊕・⊕仕切取→馬喰町→江川町(?)外神田金八へ行
- 9・15 百(白カ)子屋へ寄用事→土橋, 麻布→土橋
- 9・16 芝を出て, 新町桔梗屋→小田原→18日帰宅
- 9・21 郡内へ出立, 水土野上迄行, 向來り帰る, 茂八遣す
- 9・22 大廻り様御出, 平(千カ)賀衛守様
- 9・23 大廻り様大坂→新橋御泊
- 9・24 北方大廻り三平又左衛門様御通ニ付, 村境ニ出向
- 9・25 奥住様見舞, 三嶋まで
- 9・29 椎茸荷出, ⊕・⊕寄る, 地藏堂泊
- 9・30 矢倉沢→国府津→大磯(馬とる)→藤沢
- 10・1 神奈川→川崎→品川→芝片町, 辻源
- 10・2 土橋→ヌシ町平助→大藤金作大平小長八太⊕寄る→夜, 牛込吉野氏
- 10・3 中村氏にて修行, 吉野氏・良平様・中村九ツ迄
- 10・4 盞簪舎で修行・道話
- 10・5 芝口へ行, 麻布屋敷へ行, 金作着, 卍嘉七殿夜に着
- 10・6 両国へ行, 芝口大平より本江番町, 金作へ帰る, 大藤へ先生御出, 嘉七殿同道, 直次郎様相談
- 10・7 大平より⊕番町へ行, 芝口→片町辻寄る

|      |      |    |   |
|------|------|----|---|
|      |      |    | 10・8 登戸→中之島玉川堂寄る掛合→大善寺, 山キワ迄→□沼見田村→長つた(河内屋吉兵衛に泊)  |
|      |      |    | 10・9 厚木より松田升屋に泊   |
|      |      |    | 10・10 帰宅, 御寄講勤る   |
|      |      |    | 10・12 寄合い   |
|      |      |    | 10・13 須走より弥兵衛・茂兵衛来, 曾根直次郎御出, 道話, 御殿場吉兵衛来る   |
|      |      |    | 10・14 道話  |
|      |      |    | 10・15 御殿場絹屋にて道話   |
|      |      |    | 10・16 北久原, 夜拙宅で道話   |
|      |      |    | 10・17 川嶋田向甚□道話へ行  |
|      |      |    | 10・18 拙宅にて道話  |
|      |      |    | 10・20 萩原へ行, 文和子で道話  |
|      |      |    | 10・21 新橋○で道話  |
|      |      |    | 10・27 御殿場, 寺で御取越  |
|      |      |    | 10・28 曾根先生と同道帰る   |
|      |      |    | 11・1 江戸屋にて宝恵講勤め   |
|      |      |    | 11・3 玄清寺無尽  |
|      |      |    | 11・15 夜道話   |
|      |      |    | 11・16 曾根先生江戸へ帰る, 尤竹の下に泊り  |
|      |      |    | 11・20 帳合せ   |
|      |      |    | 11・21 役方で組合割, 風邪ひく頭痛  |
|      |      |    | 11・22 星合来る 23日快方, 星合来る  |
|      |      |    | 11・25 中清水惣左衛門・勝蔵来る  |
|      |      |    | 11・30 皆済取立す   |
|      |      |    | 12・5 ぐみ沢へ行く, 早野氏御来光   |
|      |      |    | 12・6 生椎茸取, ぐみ沢・御殿場行く, 彦助殿方宿   |
|      |      |    | 12・7 出立, 地藏堂→大磯→藤沢  |
|      |      |    | 12・8 神田田町◎へ宿す   |
|      |      |    | 12・9 八丁堀→鉄砲洲→みなと町   |
|      |      |    | 12・10 牛込中村氏→大野大助様にて道話聞く, 真下新太郎様御頼掛合   |
|      |      |    | 12・11 小日向先生方立寄, 本郷より山下④・◎仕切, 浅草へ行く  |
|      |      |    | 12・12 新橋鉄砲洲→本材木町いつみ甚→④仕切, 田辺氏掛合, →夜牛込着, 真下氏掛合   |
|      |      |    | 12・13 金作立, 土橋→片門前込に宿  |
| 文政10 | 1827 | 49 | 12・14 川□より松平志摩守様内江□九左衛門様同道にて藤沢より□田屋七兵衛方泊る(以上⑦)  |
|      |      |    | 1・18~2・4 菊池良貞とともに御厨地方を巡回  |
|      |      |    | 1・18 棚頭, 小野惣右衛門→19日小山寺にて→20日夜小山→21日小山尾崎松右衛門→同日夜生土→22日夜大御神天野鉄五郎→23日塚原杉山弥五右衛門→26日夜一色村→29日北久原→2月1日拙宅→2日拙宅→3日拙宅→4日拙宅→4日夜杉名沢門右衛門 |
| 文政11 | 1828 | 50 | 2・27 家督を悻七代目惣右衛門(左七)に譲る   |
|      |      |    | 6・19 平兵衛隠居  |

|               |      |    |   |
|---------------|------|----|---|
|               |      |    | 9・6 菊池良貞死去(54歳) (16)  |
| 文政12          | 1829 | 51 | 4・24~30 近藤平格, 御殿場および菅沼村にて道話 (3)   |
| 文政13<br>(天保元) | 1830 | 52 | 9・16 油井宿ウドンヤ四郎兵衛→17日岡部宿小松屋与市→18日掛川宿中町<br>手嶋屋平太郎→19日新井宿→20日富川宿→21日宮宿→22日桑名宿→<br>23日関宿→24日草津→25日伏見→同日夜大坂八間屋升屋→同日御堂筋<br>瓦町→26・27泉州堺今井様御屋敷→10月14日吉野中町さこや平右衛門<br>→紀州和歌山本町三丁目修敬舎(10日~15日までカ)→仙場馬喰町明<br>誠舎(原田道久先生), 玉造り敦厚舎, 天満東樽屋町恭寛舎, アシ川<br>倚衛舎, 摂州兵庫慎明舎, 姫路平野町吉田屋孫四郎, 備前口三木屋伝<br>右衛門                            |
|               |      |    | 11・6 山城国淀御城, 奥住収様→同7日山城国北笠置村, 木津屋久右衛門,<br>京都明倫舎(都講永田十郎他)柴田鳩翁先生, 明倫舎道話, 薩垂誠<br>太郎先生, 時習舎   |
| 天保3           | 1832 | 54 | 4・29 常州真壁郡酒寄村尽心舎<br>5・6~10 野水, 野沢長吉, 10日~12日小田宿尽心舎, 同12日土浦口宿孝<br>準舎, 下総国水海道, 黒次小右衛門, 崎房, 中山樹徳, 大真木・崎房   |
| 天保4           | 1833 | 55 | 3・9 崎房(以上17)  |
| 天保5           | 1834 | 56 | 6月 十王町→6・3紺屋町, 望月喜兵衛→同4日亀甲村・結縁村→同5日<br>上張村大月寺→西江村・中宿村→同7日上西郷村柳田原→(後なし)<br>(12)<br>10月 大田備後守内磯部忠蔵ら<br>11・8 相州伊勢原   |
| 天保6           | 1835 | 57 | 6月 掛川より廻村, 同15日周智郡→同18日大日村→同19日桑地村→後7月<br>12日迄<br>9・8 近藤平格, 竈新田村で3日間道話→同15日柏沼→同20日御殿場 (3)   |
| 天保7           | 1836 | 58 | 1・6 下総崎房村秋葉孫兵衛宅道話, 前講・小林平兵衛・中山樹徳 (3)<br>7・21 近藤平格, 須走にて道話廻村 (3)<br>月不明 悴惣右衛門に代って再び家の立て直しをはかる(「無余儀再家事之<br>世話可仕~」・『自家仕法差図出願』)   |
| 天保8           | 1837 | 59 | 3・2~4・20 二宮尊徳, 鵜沢作左衛門と伴に飢饉に苦しむ駿東郡78カ村<br>を廻村 (1)<br>3月 平兵衛, 報徳金として5両差出  |
| 天保9           | 1838 | 60 | 3月 平兵衛, 日野屋惣次郎他3名, 飢饉にあたつての働きを尊徳にほめら<br>れる (1)<br>4・10 伊勢原の加藤宗兵衛とともに仕法を受く (4)<br>9・11~15 相州竹松幸内, 曾比, 下新田まで閉書 (18)   |
| 天保10          | 1839 | 61 | 3・26 竈新田村平兵衛罷越候(~4・24) (2)3巻<br>8・11 出立→同11日, 小山松右衛門殿→12日, 小田原④, 鵜沢様へ行, 熊・<br>伝同道3人→13日, 山崎様, 町谷北村氏泊→14日, 土塚, 小林屋泊→<br>15日, 久松町近茂(近江屋茂兵衛)(~8・18まで泊)古賀氏・樹徳<br>様拝願→16日, 三前舎→17日, 三前舎→18日, 江戸立, 大川戸光厳寺<br>泊→19日, 飯沼秋葉氏泊→20日, 中山(樹徳カ)氏御出→21日, 久下<br>田宿音羽屋→22日, 桜町陣屋着 (8)<br>8・22 竈新田平兵衛・新橋村甚四郎倅甚兵衛・下総飯沼崎房村孫兵衛倅三 |

天保12

1841

63

太夫同道にて罷越候 (②3巻)

- 8・23 指導を受ける (⑧)
- 8・24 青木村見分 (飯泉屋又兵衛他6名)
- 8・25~27 尊徳教諭 (以後, 9・1迄尊徳教諭)
- 9・2~14 尊徳教諭 (⑨)
- 9・15~30 尊徳教諭 (⑩)
- 9・16 「予青木村へ行シハ見物也トシカラレシ也」
- 9・20 烏山見分ニ罷立候→20日, 真岡宿→21日, 給部村→烏山城下→城下立, 大桶村→24日, 片平村→25日, 片平村→26日, 御陣屋帰着 (以後, 【聞書】無し)
- 10・12 和新田字芹沢の開拓をはじめ (①)
- 10・23 竈新田平兵衛・新橋村甚兵衛他罷越候
- 10・25 同出立いたし候 (⑪, ②3巻)
- 2・14~6・28 尊徳のもとで指導を受ける (①)
- 2・14 鉄砲淵, いせや久兵衛殿行
- 3・1 立, 小田原泊→2日, 御役所へ罷出→3日, 川崎宿→4日, 江戸芝, 「山中より丸ノ内通り久松町江立寄のみにて千住千本屋江泊り」→5日, 境町桑名屋泊→6日, 谷田貝より御陣屋へ着く, この日から尊徳教諭
- 3・28~4・14 この間, 尊徳教諭
- 4・16 日光へ行く→大沢泊 (田蔵・善八・為八・斧右衛門・左七・平兵衛)
- 4・17 今市→日光, 歳礼見物→18日, 大谷川→20日, 桜町陣屋に着く
- 4・22~28 この間, 尊徳教諭 (以上⑬)
- 6・20 桜町出立→21日, 江戸着→近茂泊→22日, 古賀氏を尋ねる, 牛込泊→23日, 神田から浅草, 虎門, 神奈川伊藤屋泊→24日, 伊勢原泊→25日, 片岡大沢小才太様泊→26日, 大磯, 酒匂川新左衛門立寄 川越, 栗原様泊→27日, 俣下から地藏堂泊 (齊七・茶文同道)→28日, 新橋村, 代官男沢茂太夫様□□→29日, ぐみ沢へ御機嫌伺, 「其夜, 竈新田御泊り, 夜ニ入種々御尋ニ預り」→7・1「朝, 村中一同御呼出し役方にて御教諭被下成, 難有奉承服候」
- 7・27 立, 大脇泊→28日, 小田原着→29日, 用件あり
- 8・1 豊田様へ上り, 藤曲村泊→2日, 帰着
- 8・4 宮の下, ふしや着 (八左衛門・十右衛門・茂吉同道), 新田小八様・田蔵様・常左衛門様御出→5日, 吉田氏ノ示→6日まで泊→7日, 三人で姥子山立寄, 帰着
- 8・10 立→11日, □之沢, 新宿より山本□, 新田立寄大磯, 川崎, 藤沢万屋泊→12日, 江戸□成田町, 品川から久松町近茂泊→13日, 越ヶ谷なへや清右衛門泊→14日, 栗橋から間々田宿田嶋屋泊→15日, 久下田から桜町陣屋着 (8・15 平兵衛内々にて7ツ時来る, ②3巻)
- 8・20 岸右衛門殿同道出立→21日, 江戸着, 本所細川様, 麻布六本木から西久保様, 夜近茂→22日, 神田瀬戸物町, 古賀氏立寄, 江戸立つ, 芝, 六合川, 目黒参詣, 山本吉左衛門泊→23日, 野□村, 溝ノ口, 河原口鳶羽屋泊→24日, 厚木川, 伊勢原着泊→25日, 大磯, 新田小八様泊 (以上, ⑭)

|               |      |    |   |
|---------------|------|----|---|
| 天保13          | 1842 | 64 | <p>2・28～4・26 桜町陣屋で指導を受ける(①)</p> <p>3・14 菅沼村名主重右衛門・組頭平四郎・御殿場えびすや・庵原郡庵原村柴田権左衛門仕法嘆願(④)</p> <p>3・28 川島田名主長十郎・御殿場油屋久左衛門・みのや伊兵衛・竈新田組頭久左衛門ら7人到着(①)</p> <p>4・2 菅沼の仕法決定</p> <p>9月 尊徳の隨身者として活躍(⑮)</p> <p>10・2 尊徳、公儀御普請役格に召抱えられる</p> <p>10・22 出立、清寿様・三次郎・□□同道→大森昼休→保土ヶ谷宿土屋又八殿泊り→23日 戸塚・藤沢・大磯小田原で新左衛門殿に逢う、山中三右衛門殿泊り→24日男沢様・入□様・清水様へ廻る、御役所へ参る<br/>夜に金井嶋村弥左衛門様着く、渡部氏西大井より着く、その他四人来る→25日 渡部氏同道にて茱萸沢へ行く</p> <p>10・26 惣役人衆立ち合い 夕方川嶋田へ行く</p> <p>10・28 中清水村関右衛門へ行く</p> <p>11・1 渡辺清寿様帰り (以上⑮)</p> |
| 天保14          | 1843 | 65 | <p>12月 茱萸沢村吉左衛門より買った田地を売り、これによって得た55両を基金として「知足備金」を創設(①)(平兵衛へ「知足鑑」を授く、平兵衛、先生の仕法を守ること堅く、3代に伝ふ④)</p>   |
| 天保15<br>(弘化元) | 1844 | 66 | <p>9・13～12・5 江戸芝田町の梅津伝兵衛宅で尊徳の隨身者として活躍(①)</p>  |
| 弘化2           | 1845 | 67 | <p>9・20 中山樹徳 時習舎新講 前中庄尚(?)<br/>岩淵宿 木次木齋吉逗留(⑰)</p>   |
| 弘化3           | 1846 | 68 | <p>7・16 報徳仕法中止となる(①)</p>  |
| 嘉永2           | 1849 | 71 | <p>7・16 平兵衛死去、法名釈信順居士(①)<br/>(「此6年以前風と病の体につかれ～」<br/>辞世 生も死もはなれてなととうそのかわ息あるうちハほ(?)ん<br/>まなりけり 七十路の夢も覚けり秋の空 『小林氏木二古人一代の記』)<br/>遺書を7代宗右衛門・清五郎・久左衛門・平左衛門・萩蕪八右衛門・大坂長右衛門・駒門新田勝三郎・須山村五郎次・宗次郎に託す(①)</p>   |

## 〔出典〕

- ①「小林平兵衛年譜」御殿場市総務課市史編さん係。
  - ②『二宮尊徳全集』佐々井信太郎編、龍溪書舎、1977年復刻版。
  - ③『心学教化の本質並發達』石川謙著 1930年。
  - ④『二宮尊徳伝』佐々井信太郎著、日本評論社、1935年。
- 以下、小林家所蔵文書
- ⑤『文化九年略日記』正12
  - ⑥『文化十年略日記』正13
  - ⑦『文政六年 後の用事』正18
  - ⑧『報徳聞書』正33
  - ⑨『報徳見聞日記控 二番』正32
  - ⑩『 〃 三番』正35

- ⑪『(報徳教諭聞書)』正124
- ⑫『見聞録二』正37
- ⑬『日記帳』正41
- ⑭『二番見聞日記帳』正42
- ⑮『從九月廿二日 万日記手簿』正123
- ⑯『無名集』正131
- ⑰『(社中人命録)』正175
- ⑱『報徳教示略聞記』補190
- ⑲『書簡(自家仕法指図出願)』追13
- ⑳『小林氏木二古人一代の記』追20

注) 1. 年譜中の○数字は、〔出典〕の○数字と対応する。

2. 小林家所蔵文書の後の数字は所蔵目録番号であり、本文の注10を参照。

3. □, □□ は虫くい、判読不明の箇所であるが、必ずしも字数と一致していない。